

発刊にあたって

平成7年1月17日阪神・淡路を未曾有といわれる大地震が襲いました。

この大震災は、高齢化社会における初めての大都市災害であり、かつて経験したことのない大規模かつ深刻な被害をもたらしました。

大震災から1年あまりが経過し、私たちはそこから学んだ教訓や各界からの提言等を踏まえて策定した「ひょうごフェニックス計画」の実現にむけて、本格的な復興に取り組んでいます。それは、単に震災前の状態に戻すことではなく、高齢化や健康、環境問題など幾多の課題の解決に向け、21世紀にふさわしい創造的復興をなしとげ、誰もが安心していきいきと暮らせる“こころ豊かな兵庫”を築いていくことです。

食生活改善事業は、人々の健康に大きく影響を及ぼす重要な活動であり、災害時においても、適切に食生活が営まれることが大切です。

このため、保健所栄養士等が、平常時に備えの必要性等の周知を図り、災害時に迅速に食生活の支援活動に対応するためのガイドラインを作成しました。

このガイドラインは、震災直後から寄せられた幾多の支援に対する謝意を表するものであり、今後の災害時の対応の参考となれば幸いです。

平成8年3月

兵庫県保健環境部長

川 村 隆

災害時食生活改善活動ガイドライン

| | |
|------------------------------|-----|
| Iはじめに | 1 |
| II被災地における食生活改善活動 | |
| 1 災害時の食生活支援体制における栄養士の役割について | 2 |
| (1) 食生活支援体制と求められる機能 | |
| (2) 災害時食生活支援体制における食生活改善活動の位置 | |
| (3) 災害活動の中での食生活改善活動のすすめ方 | |
| (4) 応援体制 | |
| (5) 保健所栄養士の役割 | |
| 2 食生活改善活動 | 8 |
| (1) 被災地における食生活状況の把握 | |
| (2) 食生活改善事業計画の策定 | |
| (3) 食生活改善活動の展開 | |
| III災害への備え | |
| 1 保健所 | 31 |
| (1) 市町への指導 | |
| (2) 災害時における食生活改善活動ガイドラインの普及 | |
| 2 市町 | 33 |
| (1) 防災計画における適正な食品供給体制・内容 | |
| (2) 適正な食糧の備蓄 | |
| (3) 避難所になるべき施設への調理設備等の整備 | |
| (4) 一般家庭への食品備蓄についての指導 | |
| 3 集団給食施設 | 35 |
| (1) 災害時の食事提供 | |
| (2) 災害時に備えての機能保全方策 | |
| (3) 給食施設の主な種別と災害時への備え | |
| (4) 給食施設の相互支援方策 | |
| (5) 一般被災者への支援体制とボランティアの活用方策 | |
| 4 一般家庭 | 49 |
| (1) 災害時の備蓄 | |
| (2) 家族構成別備蓄食品 | |
| (3) あれば便利な調理器具 | |
| (4) 食品を備蓄する時の注意点 | |
| IVおわりに | 57 |
| 参考 災害時の献立・指導票 | |
| 1 仮設住宅居住者指導用 | 58 |
| 2 炊き出し用 | 68 |
| 3 疾病時用 | 91 |
| 4 一般家庭のための食品備蓄普及用参考資料 | 101 |
| 記録 阪神・淡路大震災における食生活改善状況 | |
| 1 県健康課 | 113 |
| (1) 被災状況と避難者の推移 | |
| (2) 被災地における食生活改善事業 | |
| (3) 応援体制 | |
| 2 被災地保健所 | 139 |
| 3 被災地における給食施設 | 156 |
| 4 被災地における栄養摂取状況調査 | 158 |